

七月 例会

七月四日 於京大史学科第二教室

ネパールの村と祭 佐々木高明氏

本発表は日本民族学協会第三次東南アジア稲作民族文化調査団の一員として、一九六三年九月から十二月まで中部ネパールに滞在、村落調査を行なった際に撮映したスライドをもとに、標題のテーマに関して予察的な報告を行なったものである。今回調査の対象として選んだ村は、中部ネパール

の中心町ポカラから約四日行程の場所にあるシカ村とその隣村のガラとよぶ村で前者は高度約二、〇〇〇米、モンゴロイド系のマガール族の住む畑作村。後者は高度約一、七〇〇米、インド系の農民チェットリーのすむ水田村でその比較研究を川喜田二郎氏とともに行なった。

一般に中部ネパールにおいては、一、八〇〇〜九〇〇米のあたりにある米作上限を境に、それ以下の低い河谷には、インド系の水田農民（バウン・チェットリー）が多く

分布し、それ以上の山地斜面にはマガール・グルン・タマンなどのサブヒマラーヤの原住民が居住している。これらのヒマラーヤ原住民の集落は、山地斜面或は丘陵上に集村形態をとって立地することが特徴的で、集落近傍には自然湧水を利用した泉場が石で築かれている。民家は石壁・スレート葺・二階建（一階は物置・畜舎）のものが多く、長方形或は階円形のプランを有している。集落規模は五〇〜二〇〇戸程度のものが多いが、しばしば村が近接した二集村から成る双子村がみとめられる。

水田上限より高位に位置する畑作村では、夏の主作物としてシコクビエ・トウモロコシ、冬の主作物としてオウムギ・コムギを栽培するが、同時に牛・水牛・羊・山羊などの家畜の飼育も盛んで、これらの家畜の刈跡放牧の慣行と絡み合い、畑作経営は複雑な輪作形態をとって営まれている。調査村シカ村では、全耕地を三つの耕区に分け輪作する一種の三圃農法が行なわれていた。水田は、一般に一毛作であるが、集落に近接する部分では、集約度が高まり裏作（麦

類）を行なう事例が多い。また畑作村と較べれば、水田村では、土地所有の階層分化が著しく、かなりの大土地所有者が出現してくることが注目される。

次に宗教の面では、一般に中部ネパールの山地民の間にヒンズーの信仰はかなり浸透している。しかし、その程度はさまざまであり、調査期間中ちようどヒンズー最大の祭、「ドルガブジャ」Durga Pujaに遭遇したがインド系農民のガラ村とマガール族のシカ村を較べた場合、その儀礼の様式に大きな差異がみとめられた。今、その詳細を報告する余裕をもたないが、要するにガラ村では十日間の祭の期間中、村の廟の前と各家々で多数の羊・山羊・ニワトリ・鳩を供養し、複雑な伝統的儀礼（その中にはオウムギのモヤシをつくる予祝的な儀礼もあり、全体として農耕儀礼的な色彩の強いことが注意される）を執行していたが、シカ村では供儀も行なわず、儀礼の大半を省略し、祭礼中に行なわれたダンスも民族的な仮装ダンスであった。このような点からみても、マガール文化のヒンズー化は未だ表層に留り、

深層には及んでいないといえる。むしろマガール族をはじめとする中部ネパールの原住民の基礎的な信仰は、『ブーメ』とよばれる一種の精霊信仰のようである。中部ネ

パール山地には、各所にブーメをまつる石の小祠があり、村や個人の幸福・作物の豊稔・病気の治癒などはすべてブーメに加護を依頼することが必要だとされている。今回の調査では、これら各種のブーメ儀礼を

観察調査することができたが、これが石の信仰・糸杉の信仰などと結びつくとともにジャンクトリとよばれるシャーマンとも結合している点などが注目される。また中部インドのボンガ、タイのビー、さらには日本の山神の信仰など、東南アジアに分布する一連の精霊信仰と比較研究を進めることによって、将来問題を更に展開することができるとはならないかと考えられる。

(佐々木)

アクロポリスに歴史をたどって

永井 康視氏

アトロポリスは「高き都市国家」とその

名の示す如く丘の城堡、ポリスの守護神安置まします神殿をもつ丘、ポリスの象徴である。アテーナイのアクロポリスは、古くはただポリスと呼ばれた。

いまそのアテーナイのアクロポリスに遺跡を訪ね、伝説に耳を傾け、今日の考古学の成果をたよりに、アクロポリスの歴史を回顧したい。

少し赤味を帯びた灰色の石灰岩の膚もあらわなアクロポリス(海拔156m)には、ペンテリコンの純白の大理石で造られた、

壮大にして優美なゼウスの娘、処女神アテナ・パルテノスの神殿(25×34m 高さ17.1043m)が立つ。その他、有名な婦人像柱の回廊をもつエレクトイオン、小さく美しいイオニア式の翼なき勝利の女神(Nike Apteros)アテナ・ニケーの神殿(3.64×3.38m)、後二世紀の「ギリシア

案内記」の著者パウサーニアスがその姿と大いさに卓越したものと称えるプロピ

ュライアの大理石の柱々。これらは皆古典期のもので、その後幾多の変遷を経て今日の姿をとどめている。古いものには、ミュー

ケーナイ時代(1350-1100 B. C.)の大きな石灰岩(4×6m)を積み重ねて造られた城壁(高さ10m)の一部、城山の泉クレプシユドラ、礎石のみ発掘されて残る古神殿の跡など。また、アテナ・ヒュギエシア神

域、アルテミス・ブラウロニア神域、女司祭の住居跡。ローマ神殿の円形の礎石、入口に聳えるアグリッパ記念塔(3.8×3.31m 高さ8.25m)、後四世紀頃の所謂プーレ

門。アクロポリス北崖の数個の洞窟、アポロン神域、パーン神域などなど。

これらはいつどのようにして建設され、それはアテーナイの都市国家の発展、あるいは没落とどのように関連しているか。そして今日の姿にどのようにして復元されたのか。今日までの考古学研究に基き、その歴史を回顧する。アクロポリスには数々の楽しい伝説がある。個々の部族が統合される以前から既に最も神聖であったという、

エレクトイオンの東の内室にあったアテナ像、これは天から落ちて来たものという。アテーナイの土地をめぐるアテナとポセイドーンが争った。それを示すものが、

エレクトイオンの西にある聖なるオリブ樹とその建物の北回廊の床下の岩に刻まれた三尖戟の跡。アテーナ・ニーケー神殿の

処に立つと彼方に海が見える。この崖からテーセウスの父アイゲウスは身を投じて死んだ。というのは、子供たちをクレイテー

ーに運んだ船は黒い帆を張って出発した。もしテーセウスがミノタウロスのもとへ行

き、この雄牛の勝利者として帰国するときには白い帆をあげると父に約束した。ところが、テーセウスはその約束を忘れ、黒い帆のままで帰って来たからである。この崖の下にアイゲウスの廟があった。また、ゼウス・ポリエウスの犠牲の風習、アルレフオロイの話、パーン神域にまつわる物語等々。

アトロポリスには、フェイディアーステーナ・プロモコスの九米余の大青銅像があった。スーニオン沖から船がアテーナイに近づくと、その槍の穂先とかぶとの冠毛とが見えたという。この像をはじめ今はなき多数の像が、プロピュライアよりバルテノンに至る祝祭行列の道の両側に、また夫々

の神域及びその周辺に立ち並んでいたとパウサーニアースは記述している。

スライドによる画面に導かれながら、アトロポリス北麓に通ずる東から西への道を、城山唯一の入口プロピュライアへと向う。

右にアゴラの跡、右前方にアレイオス、パゴスの丘、左の城山北麓には洞窟アポロロン、パーンの神域。城山に入ると、かつてパウサーニアースの歩いた道順に凡そ従いながら、遺跡により伝説を思い起し、考古学研究により歴史を回顧し、紀行の思出と共にアトロポリスに遊ぶ。(永井)

### 「日中の畿内制度」の補正

曾我部 静雄

私は本誌第四十七巻の第三号に「日中の畿内制度」と題する拙稿を発表して、中国に於ける畿内制度の成立、及びそれが我が国に及んで来た状況を述べたのであるが、その際に、西魏・北周のところで、「ここでは畿内の制度は採らなかった」と説明

して置いた。然るところ、西魏・北周に於いても、矢張り畿内制度が行われ、それは周礼に定められている方千里のものであったのではないかということに、近頃気づいたから、ここにそれを補正として掲げる次第である。

西魏・北周の畿内のことは、隋書卷二十五の刑法志に見えている。その刑法志に掲げられている北周の武帝の保定三年(五六三)に制定された北周の大律には、流刑五

種のことが見えている。それは  
曰、流刑五、流<sub>一</sub>衛服<sub>一</sub>去<sub>二</sub>皇畿<sub>一</sub>二千五百里者、鞭<sub>一</sub>一百・笞<sub>一</sub>六十、流<sub>二</sub>要服<sub>一</sub>去<sub>二</sub>皇畿<sub>一</sub>二千里者、鞭<sub>一</sub>一百・笞<sub>一</sub>七十、流<sub>二</sub>荒服<sub>一</sub>去<sub>二</sub>皇畿<sub>一</sub>三千五百里者、鞭<sub>一</sub>一百・笞<sub>一</sub>八十、流<sub>二</sub>鎮服<sub>一</sub>去<sub>二</sub>皇畿<sub>一</sub>四千里者、鞭<sub>一</sub>一百・笞<sub>一</sub>九十、流<sub>二</sub>蕃服<sub>一</sub>去<sub>二</sub>皇畿<sub>一</sub>四千五百里者、鞭<sub>一</sub>一百・笞<sub>一</sub>一百、

とあるもので、衛服の流・要服の流・荒服の流・鎮服の流・蕃服の流の五流刑が定められているが、その各流謫地までの距離はいずれも皇畿即ち畿内を起点として測られている。このことは、西魏・北周に於いて

も畿内の制度が施かれていた証拠をなすものであろう。また、西魏・北周は周礼を直訳したような制度を施いた国家であるを以て、従ってその畿内制度も当然に周礼に定められている方千里のものが施かれたものと思われる。更にはまた、五流刑の名称及び五百里の間隔の差は、既に拙稿「日中の畿内制度」に掲げてある周礼の夏官篇大司馬の職掌、同職方氏の職掌、秋官篇大行人の職掌、及び書経禹貢篇の五服の制などに依っているものであるは明らかなことであって、これら周礼や書経に記載されている制度は、いずれも畿内方千里を本として五百里の間隔を置いて定められたものであるから、この五流刑の名称及び五百里の間隔の差からしても、西魏・北周の畿内は、方千里のものであったことが想像されるのである。

昭和三十九年十月十二日稿了。

史林バックナンバーのお知らせ

次の各号は、若干残部がありますので、ご利用下さい。( )内は定価。送料は定価一〇〇円まで二〇円、他は四〇円です。なお、お申込は必ず前金にてお願いいたします。

- 三三卷一號・二號・五號(各一〇〇)
- 三四卷一・二號(一四〇)・四號(二〇〇)
- 三六卷一號(一〇〇)
- 三八卷二號・三號・四號(各一〇〇)・六號(二〇〇)
- 三九卷三號・四號・五號(各一〇〇)・六號(二〇〇)
- 四〇卷五號(一〇〇)・六號(二〇〇)
- 四一卷三號・四號(各一〇〇)・六號(二〇〇)
- 四二卷四號・五號・六號(各一八〇)
- 四三卷一〜六號(各一八〇)
- 四四卷一〜四號(各一八〇)・六號(二〇〇)
- 四五卷一〜六號(各二〇〇)
- 四六卷一〜六號(各二〇〇)

隔 蓑 記 第五

自万治四年 至寛文四年  
A5判約七〇〇頁 口絵二葉  
頒価 二、〇〇〇円(据置)  
送料一二〇円

待望の第五がいよいよ発刊になりました。しかも、最近の印刷費の異常な高騰にもかかわらず、頒価は据置きです。お申込は公共機関以外は必ず前金にて、郵送希望の場合は送料を添えて下さい。

発行 鹿 苑 寺  
発売元 史学研究会

史 林 (第四七卷第五号)

一九六四年八月二五日印刷  
一九六四年九月一日発行 定価二四〇円

発行所 史 学 研 究 会

京都市左京区吉田本町  
京都大学文学部内  
振替京都五一五番番  
理事長 田 村 実 造

印刷所 中村印刷株式会社  
京都市下京区西七条御所ノ内中町五〇